第1章4の次に次のように加える。

5　新たに雇い入れた者の事故歴の把握

(1)　旅客自動車運送事業者は、運輸規則第三十五条の運転者その他事業用自動車の運転者を新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

(2)　(1)の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、2(1)の特別な指導を受けていない場合には、特別な指導を行うこと。

(3)　(1)の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、4(1)の適性診断を受診していない場合には、適性診断を受けさせること。

（貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正）

第二条　貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第1章柱書ゃ中「するものとする。」を「し、指導及び監督を実施した日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において保存するものとする。」に改める。

第1章3(1)中「このため、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画を作成するよう努めることが必要である。」を「、(2)を次のように改める。

(2)　計画的な指導及び監督の実施

貨物自動車運送事業者は、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画を作成し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施することが必要である。

第1章柱書ゃ中「同令第9条の3第1項」を「安全規則第9条の4第1項」に改め、後段として次のように加える。

さらに、5に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。

第1章2(2)表中「概要及び」を「概要並びにトラックの」に改める。

第1章4の次に次のように加える。

5　新たに雇い入れた者の事故歴の把握

(1)　一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第三条第一項に基づき運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

(2)　(1)の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、2(1)の特別な指導を受けていない場合には、特別な指導を行うこと。

(3)　(1)の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、4(1)の適性診断を受診していない場合には、適性診断を受けさせること。

附　則

この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千二十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十一年九月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4570号	自動操舵装置（船首方位制御方式のもの）	PT500	横河電子機器株式会社	オートステアリングユニットにつき、次のとおり変更 ① 新針路制御機能をオプションとして追加 ② 基盤収納用シャーシの構造変更

○近畿地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第1項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十一年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
京都市下京区上之町一五番一七から同市南区東九条東岩本町一五番まで	前	二三・四〇～六一・〇〇	〇・三六八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二三・四〇～六一・〇〇	〇・三六八	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十一年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　供用開始の区間　図面縦覧場所

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
二十四号	京都市下京区上之町一五番一七から同市南区東九条東岩本町一五番まで	前	二八・〇九～二八・二九	〇・〇三二
		後	二八・〇九～三五・五三	〇・〇三二

(二)　供用開始の期日　平成二十一年九月二十八日十五時

○北海道開発局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第1項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月二十八日

北海道開発局長　関　克己

その関係図面は、平成二十一年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号及び二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道中川郡本別町西仙美里三三三番三から同町西仙美里三三三番二まで	前	一四・五〇～二五・五〇	〇・三一八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一四・五〇～二五・五〇	〇・三一八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道白糠郡白糠町茶路東一線一一〇番七から同町茶路東一線一一四番八まで	前	一一・〇〇～二七・五〇	〇・三七二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一四・五〇～二五・五〇	〇・三一八	
北海道白糠郡白糠町茶路東一線一一〇番七から同町茶路東一線一一四番八まで	前	二〇・四七～三二・二八	〇・四四七	
	後	二一・七七～四九・四〇	〇・四五六	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部